

ギリシャ政府の新型コロナウイルス感染症対策
(日本からのギリシャ入国時に EU デジタル COVID-19 証明書保有者にも到着前検査による陰性証明書が求められています)

2022年2月10日
在ギリシャ日本国大使館

1 今月7日に当館からお知らせしましたとおり、ギリシャ政府は新型コロナウイルス感染症対策として出入国制限措置の一部変更を発表し、2月7日以降、EU・シェンゲン協定加盟国、及びEU デジタル COVID-19 認証システムの加盟国（33か国、日本は含まれていません。）からの入国者については、入国時にEU デジタル COVID-19 証明書の提示が必要となりました。

ただし、日本を含むその他の国・地域からの入国者については、ワクチン接種の有無等に関わらず、新型コロナウイルス検査の陰性結果証明書（到着前72時間以内のPCR検査、または到着前24時間以内のラピッドテストによるもの）の提示が義務付けられています。

2 これについて、官報には明記されていませんが、先日、ギリシャ当局（空港警察）に確認したところ、日本から当地への入国時にEU デジタル COVID-19 証明書を所持している場合は、到着前検査による陰性証明書は不要である旨回答があったことを先般の領事メールでお知らせしたところですが、本日、再度別のギリシャ当局（民間航空局）に確認したところ、日本から渡航する場合は、当地在留の方で、かつEU デジタル COVID-19 証明書を所持していても、新型コロナウイルス検査の陰性結果証明書の提示が必要であるとの異なる回答がありました。

3 また、実際に日本からギリシャへの渡航時にEU デジタル COVID-19 証明書をお持ちの方でも、航空会社から別途検査による陰性結果証明書を求められたケースが確認されています。つきましては、上記1の出入国措置についてくれぐれもご留意いただき、EU デジタル COVID-19 証明書をお持ちの方も陰性結果証明書をご用意ください。また、現行の出入国措置は2月21日午前6時まで有効とされていますが、今後さらに延長・変更される可能性もありますので、渡航の際は最新の情報にご留意ください。

ギリシャ当局でも対応が異なっており混乱が見られます。ギリシャへの出入国制限措置の詳細については、在京ギリシャ大使館にお問い合わせください。

在ギリシャ日本国大使館（領事部）

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911 FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp

